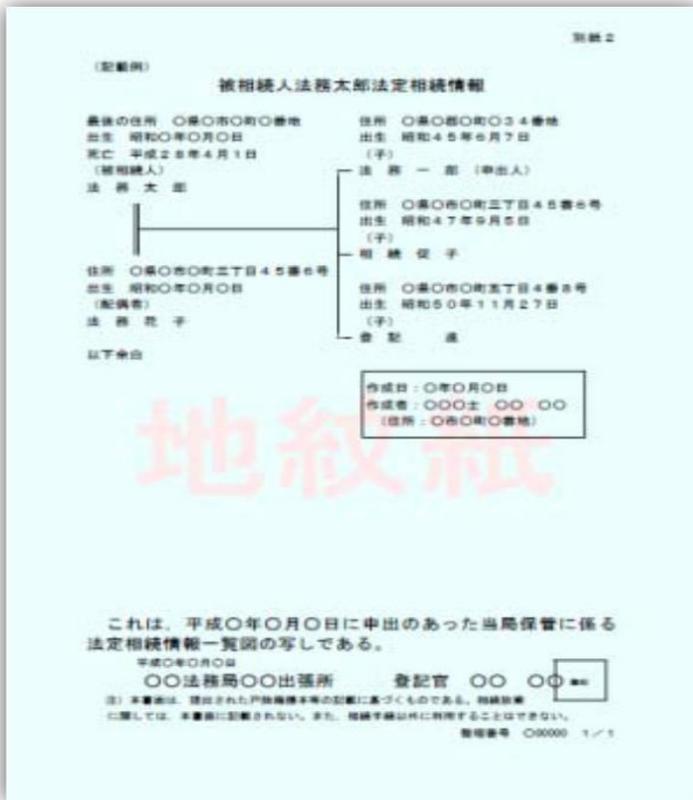


## 面倒な相続手続を簡素化! 「法定相続情報証明制度」始まる

5月29日より法定相続情報証明制度が開始されました。  
各相続手続窓口への戸籍類の提出が省ける様になっています。

### ■認証文付き法定相続情報一覧図の写しの例



相続手続では、従来、相続関係を証明するために戸籍関係書類の束を、登記所や金融機関に、その都度、提出する必要があり預金口座が複数有る場合は、その手続が大変でした。新たに始まった「法定相続情報証明制度」は、戸籍関係書類の束に代えて、自らが作成し法務局に持ち込んだ「法定相続情報一覧図」をもとに法務局から交付される「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を登記所や金融機関に提出することで、相続手続の負担軽減を図る制度です。

「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」は、無料で必要な通数の交付をしてくれます。「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を取得するには、相続人の一人が代表して法務局へ申出を行います。税理士、司法書士、行政書士等に申出の代理を依頼することもできます。是非、「法定相続情報証明制度」を活用しましょう。

### ■法定相続情報証明制度の流れ

